

前事務ノ恩顧ヲ蒙リ居ルモノアリテ新倉又郎ノ解任ヲ概ニ
會社ニ対シテハ重厚料値下ノ運動ヲナシ運動期待ニ及スル
場合ハ會社ヨリ高院ニ新倉又郎ヲ中心ニ令所營業者ノ新組
合ヲ作り之ニ依リ鉄道者取構内ノタクシニ營業權ヲ獲得セ
ント企圖シ居ルカ如キ状態ニアリテ新倉ノ腹心タル令居營
業者松島武夫射越 薄 高野忠慶以下十一名ハ二十五日午後
一時本社ニ和田社長代理ヲ訪問シ口頭ヲ以テ重厚費四十円
ヲ三十円ニ減額方ノ漢額ヲナス所アリ新倉ニ東面ニ於テ策動
シソツアル模様ニ付引續キ動靜ヲ注意中

右及申(通)報候也

副記

要 求 書

- 一 將來の不安を除去すると同時に事態の認識を正確たしむる
為め全役員(新倉氏も含む)會社開き七社社交と懇談する事
- 二 退職希望の意固まりを謝意と厚給する者や退職を承認し規定の手外
一ヶ月分を支給する事
- 三 無意に社内社員は不都合なき限り其の意に任し退職を強要し又は退
社するの権限なき態勢を以て望まざる事
- 四 個人関係の件につき居証を為す事
- 五 社内事務大層滞長は至精古る事案の解決を固るべき事